

令和6年度

岐阜県後期高齢者医療広域連合運営懇話会

資 料

令和6年12月6日(金)
岐阜市文化センター 3階展示室

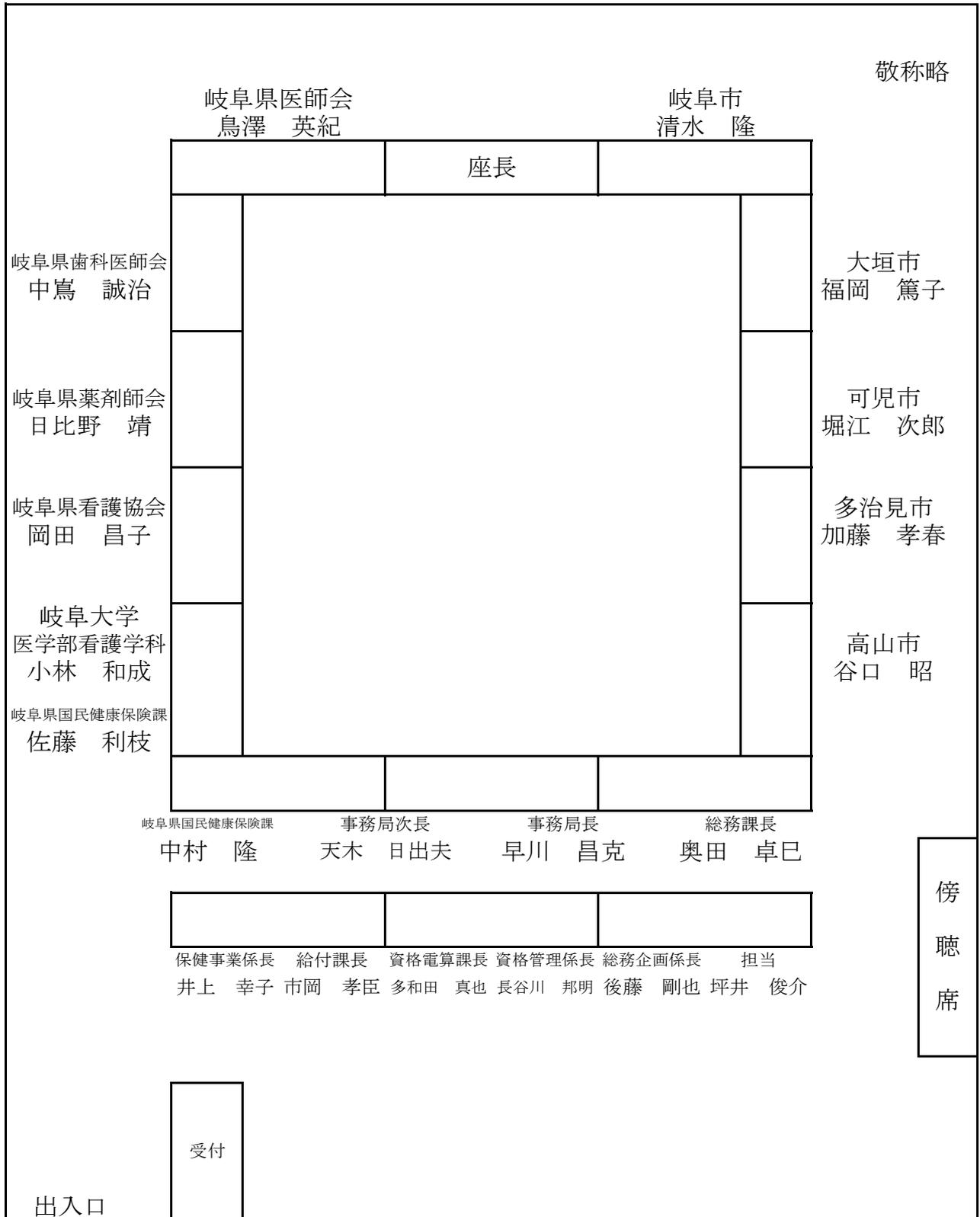
目次

運営懇話会出席者名簿	1
座席図	2
運営懇話会設置要綱	3
後期高齢者医療制度及び岐阜県後期高齢者医療広域連合 について	5
1 令和5年度広域連合の運営状況について	6
2 被保険者証の廃止について	10
3 第2期データヘルス計画の最終評価について	12
4 第3期データヘルス計画について	27

令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合運営懇話会出席者名簿

区分	ふりがな 氏 名	役職名	備考
被保険者を 代表する委員 (5名)	しみず たかし 清水 隆	岐阜市老人クラブ連合会 副会長	岐阜圏域 岐阜市
	ふくおか あつこ 福岡 篤子	かがやきクラブ大垣 副会長	西濃圏域 大垣市
	ほりえ じろう 堀江 次郎	可児市健友連合会 会長	中濃圏域 可児市
	かとう たかはる 加藤 孝春	多治見市悠光クラブ連合会 会長	東濃圏域 多治見市
	たにぐち あきら 谷口 昭	高山市連合長寿会 会長	飛騨圏域 高山市
	保険医等を 代表する委員 (4名)	とりざわ ひでのり 鳥澤 英紀	岐阜県医師会 副会長
なかしま せいじ 中寫 誠治		岐阜県歯科医師会 副会長	
ひびの やすし 日比野 靖		岐阜県薬剤師会 副会長	
おかだ まさこ 岡田 昌子		岐阜県看護協会 専務理事	
識見を 有する委員 (2名)	こばやし かずなり 小林 和成	岐阜大学医学部看護学科 地域看護学分野 准教授	
	さとう りえ 佐藤 利枝	岐阜県健康福祉部国民健康保険課長	

座席図



岐阜県後期高齢者医療広域連合運営懇話会設置要綱

平成19年6月1日決裁

(設置)

第1条 岐阜県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の円滑な事業運営を図り、後期高齢者医療制度を推進するため、岐阜県後期高齢者医療広域連合運営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇話会は次に掲げる事項のうち、広域連合長が必要と認めるものについて協議する。

- (1) 保険料に関すること
- (2) 給付事業に関すること
- (3) 保健事業に関すること
- (4) 広域計画に関すること
- (5) 前各号に定めるもののほか、広域連合の円滑な事業運営に必要なこと

(組織)

第3条 懇話会の委員は、11人以内とし、次に掲げる者の中から広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する委員
- (2) 保険医等を代表する委員
- (3) 識見を有する委員

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

(懇話会)

第5条 座長は、必要に応じて懇話会を招集し、これを主宰する。ただし、委員任命後最初の懇話会は、事務局長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会

に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

後期高齢者医療制度及び 岐阜県後期高齢者医療広域連合について

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障がいのある方を被保険者として、**平成20年4月**から施行され、**16年**が経過しました。

本制度の運営主体は、都道府県ごとに設置された広域連合であり、岐阜県においては、県内全42市町村で組織された**岐阜県後期高齢者医療広域連合**が平成19年2月に設立され、保険料の決定や医療の給付等の業務を行っています。

この間、高齢化は進展し、令和4年から令和7年にかけては、団塊の世代が75歳以上になるため、被保険者数は大幅に増加し、それに伴い医療費も増大しています。

そのため、医療費の伸びができるだけ緩やかになるよう、被保険者への**医療費通知**や**後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進**など、**医療費の適正化**に取り組んでいます。

また、被保険者の健康の保持・増進や健康寿命の延伸を目指して、令和6年3月に策定した**第3期データヘルス計画**に基づき、**ぎふ・すこやか健診**、**ぎふ・さわやか口腔健診**のほか、**高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業**など、**高齢者の特性を踏まえた保健事業**を実施しています。

さらに、国においては、本制度の持続可能な運営に向けた改革が進められ、令和6年4月から、**後期高齢者負担率の見直し**や**出産育児一時金を全世代で支える仕組みの導入**などが行われるとともに、国が進める医療DXの推進に向け、令和6年12月2日から現行の被保険者証の新規発行を終了し、**マイナ保険証**を基本とする仕組みに移行しました。

今後とも国の動向を注視しながら、被保険者の皆様が安心して医療を受けられ、住み慣れた地域で自立した生活を送っていただけるよう、本制度の健全かつ円滑な運営に努めてまいります。

1 令和5年度広域連合の運営状況について

<令和5年度決算状況>

令和5年度予算のうち保険給付等を行う特別会計の決算総額は、約2,824億円となりました。主な支出は、総額の約96.7%にあたる2,730億3千万円が医療給付費で、医療機関等で受診した際に、窓口で支払っていただいた一部負担金を除いた医療費に対して保険給付を行いました。

この医療給付費の財源は、国、県、市町村の交付負担分が約50%、現役世代からの支援金が約40%、被保険者からの保険料が約10%となり、後期高齢者の医療については、若年層である現役世代を含めて多くの方に支えられています。

また、高齢者の方に健康な生活を送っていただけるよう、ぎふ・すこやか健康診査、ぎふ・すこやか口腔健康診査のほか、医療費適正化のために医療費通知や後発医薬品利用差額通知の送付など、約13億3千万円の保健事業を行いました。

その他の約80億4千万円は、事務経費や葬祭費、交付金の過年度精算などです。

後期高齢者医療特別会計 決算総額：約2,824.0億円



被保険者数及び医療給付費全体額

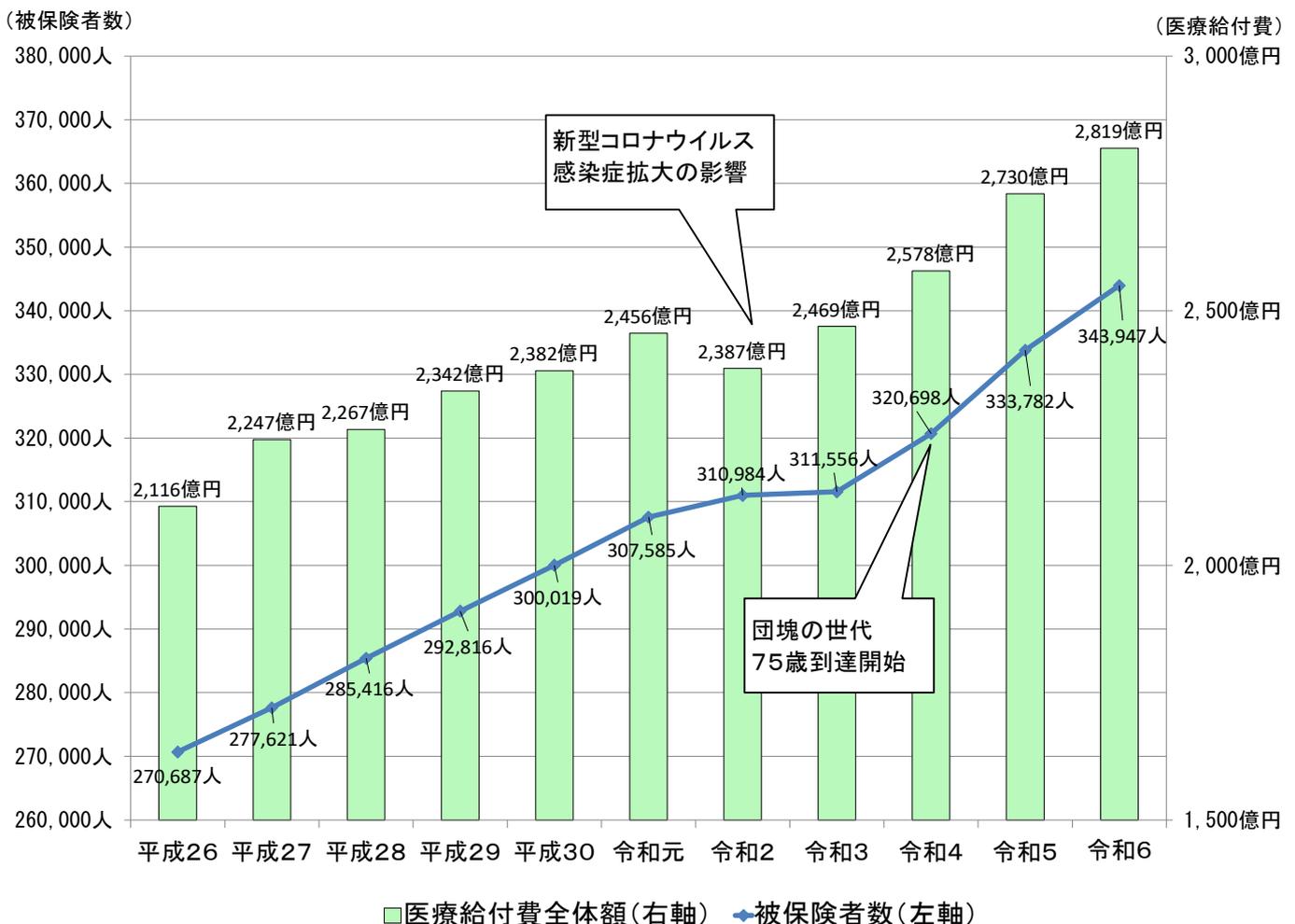
岐阜県の被保険者数（年間平均）は、令和5年度は333,782人と令和4年度と比較して13,084人、4.1%増加しています。令和7年までに団塊の世代の全てが75歳を迎えることから被保険者、医療給付費ともさらなる増加が見込まれています。

また、年間の医療給付費全体額は、令和2年度のコロナ禍の影響を除くと、被保険者数の増加に伴い毎年度増加しています。令和6年度は、令和5年度と比較して、伸び率は鈍化するものの継続的な増加が見込まれます。

年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6 ※2
被保険者数 ※1	270,687人	277,621人	285,416人	292,816人	300,019人	307,585人	310,984人	311,556人	320,698人	333,782人	343,947人
対前年度比率	1.4%	2.6%	2.8%	2.6%	2.5%	2.5%	1.1%	0.2%	2.9%	4.1%	3.0%
医療給付費 全体額	2,116億円	2,247億円	2,267億円	2,342億円	2,382億円	2,456億円	2,387億円	2,469億円	2,578億円	2,730億円	2,819億円
対前年度比率	0.9%	6.2%	0.9%	3.3%	1.7%	3.1%	-2.8%	3.4%	4.4%	5.9%	3.3%

※1 年間平均被保険者数を算出

※2 令和6年度の被保険者数は令和6年10月末までの平均被保険者数、医療給付費全体額は見込額



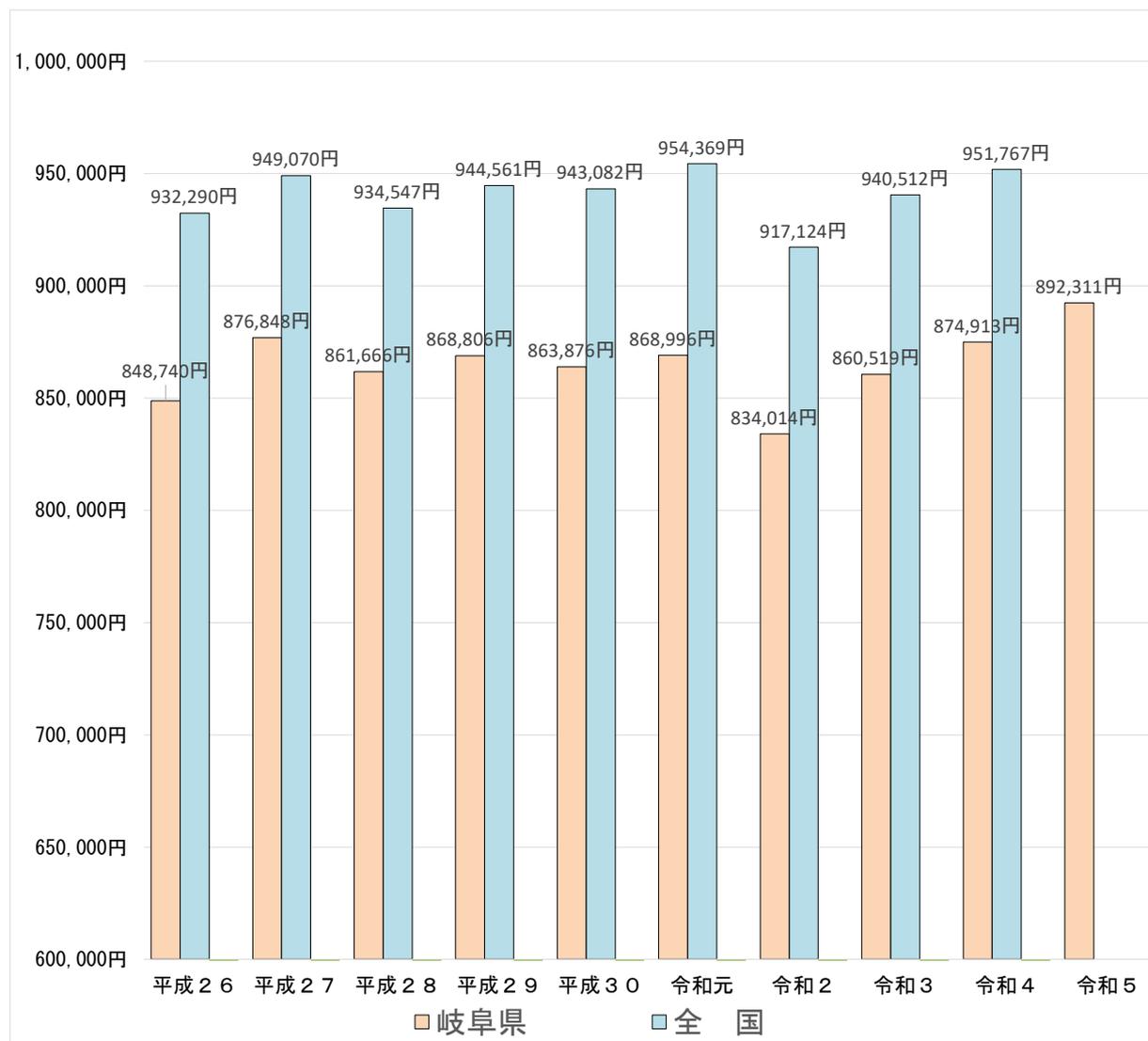
一人当たり医療費

岐阜県の一人当たり医療費は、令和5年度は892,311円となり、令和4年度と比較して17,398円、2.0%増加しています。コロナ禍前を超え、過去10年で最大となっています。

また、全国の一入当たり医療費との比較では、同様の傾向で推移しているものの、継続して全国平均より低い水準となっています。

年 度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5 [※]
岐阜県	848,740円	876,848円	861,666円	868,806円	863,876円	868,996円	834,014円	860,519円	874,913円	892,311円
対前年度比率	▲0.6%	3.3%	▲1.7%	0.8%	▲0.6%	0.6%	▲4.0%	3.2%	1.7%	2.0%
全 国	932,290円	949,070円	934,547円	944,561円	943,082円	954,369円	917,124円	940,512円	951,767円	未公表
対前年度比率	0.3%	1.8%	▲1.5%	1.1%	▲0.2%	1.2%	▲3.9%	2.6%	1.2%	

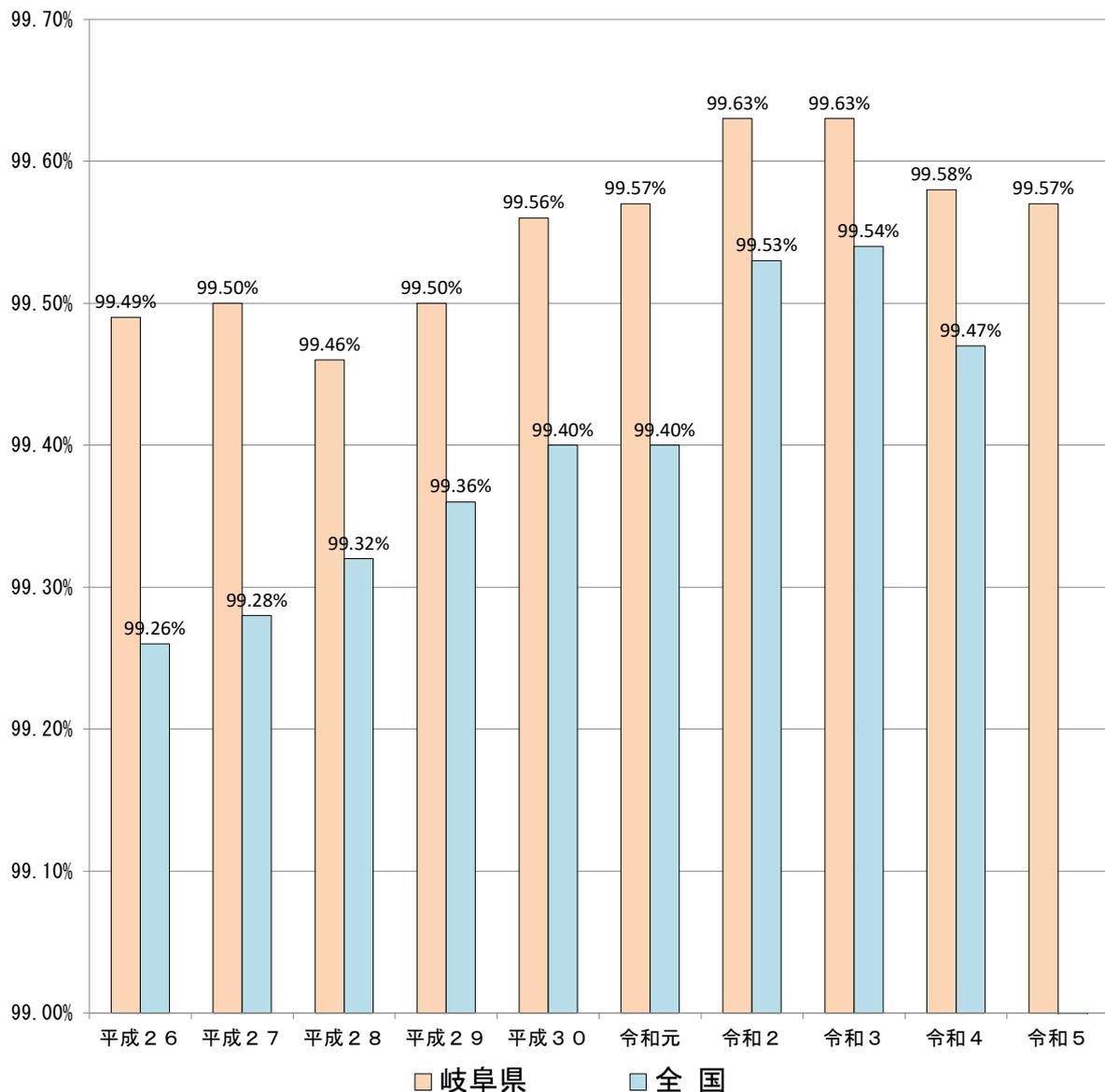
※令和5年度岐阜県の1人当たり医療費は概算値



保険料収納率

岐阜県の保険料収納率は、高い水準で推移していますが、令和3年度から令和4年度は全国、岐阜県ともに低下しています。令和4年度から団塊の世代が75歳以上になり始めて被保険者数が急増し、普通徴収の割合が増加したことが要因と考えます。引き続き、口座振替の推進など、市町村と連携した取組を進めます。

年 度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
岐阜県	99.49%	99.50%	99.46%	99.50%	99.56%	99.57%	99.63%	99.63%	99.58%	99.57%
対前年度増減	▲0.00	0.01	▲0.04	0.04	0.06	0.01	0.06	0.00	▲0.05	▲0.01
全 国	99.26%	99.28%	99.32%	99.36%	99.40%	99.40%	99.53%	99.54%	99.47%	未公表
対前年度増減	0.00	0.02	0.04	0.04	0.04	0.00	0.13	0.01	▲0.07	



2 被保険者証の廃止について

1 概要

令和6年12月2日から、現行の被保険者証の新規発行を終了し、マイナンバーカードの保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しました。

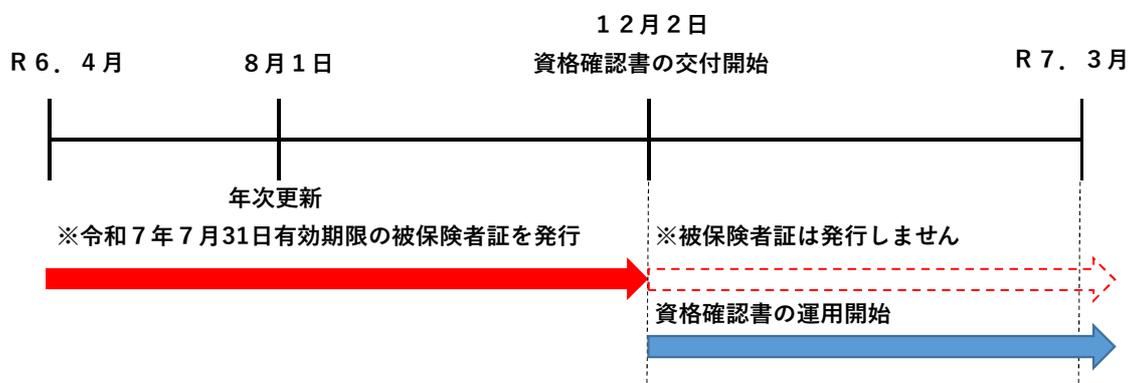
そのため、マイナ保険証を保有している方には、**資格情報のお知らせ**を、マイナ保険証を保有していない方には、**資格確認書**を発行することになりましたが、令和6年12月2日以降、後期高齢者医療制度の被保険者になる方や、現行の被保険者証の掲載事項に変更のある方については、令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、**マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を申請によらず交付**しています。

現在、お手元にある被保険者証は、有効期限(最長令和7年7月31日)まで使用できます。

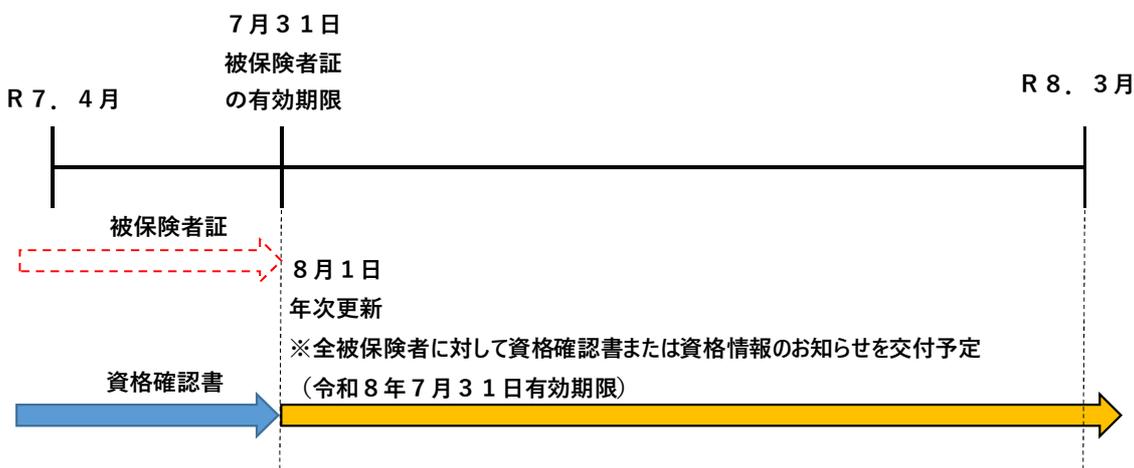
マイナ保険証を保有していない方が、被保険者証や資格確認書を紛失したときは、お住いの市町村担当窓口で資格確認書の交付手続きをしていただきます。

2 今後のスケジュール

○令和6年度スケジュール



○令和7年度スケジュール



3 資格確認書等の様式について

岐阜県後期高齢者医療広域連合の様式は以下の通りです。

- ・資格確認書は、**はがき型**
- ・資格情報のお知らせは、**A4型**(令和7年8月の年次更新から交付予定)

《資格確認書(表面)》

後期高齢者医療資格確認書		
有効期限 交付年月日 _____		
被保険者番号	_____	
被 保 険 者	住 所	
	氏 名	性 別
	生年月日	
資格取得年月日	_____	
負担割合 発効期日	_____	
限度区分 発効期日	_____	
長期入院該当	_____	
特定疾病区分 発効期日	_____	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	岐阜県後期高齢者医療広域連合	

《資格確認書(裏面)》

備 考
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p>
<p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。 (1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄： _____〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名(自筆)： _____</p> <p>家族署名(自筆)： _____</p>

《資格情報のお知らせ》

別添り 参考用

資格情報のお知らせ

(保険者名)
(保険者番号)

あなたの加入する後期高齢者医療制度の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

被保険者番号	00000000
氏名	後藤 太郎
負担割合	1割
有効期限	○年○月○日
発効期日	○年○月○日
交付年月日	○年○月○日

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

下部を切り取ってご利用いただけます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

○年○月○日発行
(保険者名)
(保険者番号)

被保険者番号 00000000

氏名 後藤 太郎

負担割合 1割

有効期限 ○年○月○日

※ 印刷の順にはマイナ保険証が並びます

※様式は変更になる場合があります。

3 第2期データヘルス計画の最終評価について

(1) 計画の位置づけ

被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、岐阜県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、健康診断等の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報等を活用して、PDCAサイクルに沿って運用する。

(2) 計画の概要

「高齢者の医療の確保に関する法律」第125条第1項の規定及び「保健事業の実施等に関する指針」に基づき、保健事業の実施及び評価を行う。

■計画期間

平成30年度～令和5年度（6年間）

■計画の最終評価

- ① 実施年度 令和5年度
- ② 概要

事業実施の効果や課題、目標の達成状況を総合的に評価するとともに、今後の保健事業の方向性を見直しを検討することで、第3期計画（令和6年度～令和11年度）の策定につなげる。

(3) 保健事業の目的及び実施内容

■ 目的

被保険者が、できるだけ長く自立した日常生活を送るため、広域連合が市町村・医師会等関連機関と連携して、被保険者のQOL (※) 維持・向上のための事業を推進する。

※QOL…Quality of Life (生活の質)

■ 実施内容

事業	事業目的	評価指標	目標値						評価方法
			H30	R元	R2	R3	R4	R5	
ぎふ・すこやか健康診査	疾病予防と疾病の早期発見・早期治療による重症化の予防、治療の継続	受診率20%以上の市町村数の増加	前年実績以上	前年実績以上	前年実績以上	前年実績以上	前年実績以上	前年実績以上	達成市町村数
ぎふ・さわやか口腔健康診査	口腔機能低下や肺炎等の疾病予防、口腔機能の維持・向上	受診率5%以上の市町村数の増加	前年実績以上	前年実績以上	前年実績以上	前年実績以上	前年実績以上	前年実績以上	達成市町村数
適正受診指導①	重複・頻回受診状況の改善、健康状態及び生活環境の確認	訪問指導実施人数が増加した市町村数	現状維持	現状維持	現状維持	前年実績以上	前年実績以上	前年実績以上	達成市町村数
適正受診指導②	適正服薬指導	新規事業化	—	—	実施	実施	実施	実施	実施市町村数
高齢者の特性に合わせた保健事業①	低栄養予防、筋・骨格疾患医療費の抑制、新規要介護認定者の抑制	新規事業化	実施体制の整備を目指す			開始	継続	継続	実施市町村数
高齢者の特性に合わせた保健事業②	生活習慣病の重症化予防、糖尿病性腎症重症化予防	新規事業化	実施体制の整備を目指す			開始	継続	継続	実施市町村数
市町村連携事業【広域連合単独事業】	広域連合保健事業の周知、市町村国保・介護・衛生部局との連携強化	研修会、意見交換会、訪問事業の実施	1回	1回	1回	各事業1回以上	各事業1回以上	各事業1回以上	事業の実施数
後発医薬品利用差額通知【広域連合単独事業】	後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用促進	後発医薬品の使用割合（数量シェア）	70%	74%	77%	80%	前年実績以上	前年実績以上	数量シェアの割合
各種データ提供【広域連合単独事業】	医療費データ等の分析	データ提供回数	1回	1回	1回	1回以上	1回以上	1回以上	提供回数
一体的実施	重症化予防・フレイル予防等のための高齢者の保健事業と介護予防の効果的かつ効率的な実施	実施市町村数の増加	—	—	開始	17	26	34	実施市町村数

(4)-1 取組状況

ぎふ・すこやか健康診査

目的

疾病予防と疾病の早期発見・早期治療による重症化の予防、治療の継続

評価指標

受診率20%以上の市町村数の増加

実績

	令和4年度	令和5年度
受診率20%達成市町村数	26市町村	27市町村
受診率	23.5%	24.3%

評価

達成市町村数が前年度実績以上のため、目標達成

考察

各市町村が他市町村の好事例を参考に、受診率向上のための取組を実施したことで、受診率は向上している。各市町村の取組内容や補助金に関する情報提供は有効であったが、依然として受診率は低いため、受診率のさらなる向上を目指す必要がある。

今後の方向性

被保険者が健康状態を正しく把握し、フレイル予防を実施するため、今後も市町村に対し好事例を紹介するなどして、受診率の向上に努めていく。

(4)-2 取組状況

ぎふ・さわやか口腔健康診査

目的

口腔機能低下や肺炎等の疾病予防、口腔機能の維持・向上

評価指標

受診率5%以上の市町村数の増加

実績

	令和4年度	令和5年度
受診率5%達成市町村数	23市町村	24市町村
受診率	6.7%	6.7%

評価

達成市町村数が前年度実績以上のため、目標達成

考察

各市町村が他市町村の好事例を参考に、受診率向上のための取組を実施したことで、受診率は向上している。各市町村の取組内容や補助金に関する情報提供は有効であったが、依然として受診率は低いため、受診率のさらなる向上を目指す必要がある。

今後の方向性

令和6年度から、ぎふ・さわやか口腔健診結果のデジタル化を開始し、デジタル化した健診結果を分析して、高齢者のオーラルフレイル予防に活用していく。また、口腔健診の受診率の向上を目的に、口腔健診の広域化を実施していく。

(4)-3 取組状況

適正受診指導①、②

目的

- ① 重複・頻回受診状況の改善、健康状態及び生活環境の確認
- ② 適正服薬指導

評価指標

- ① 訪問指導実施人数が増加した市町村数の増加
- ② 新規事業化して継続実施

実績

- ① 重複・頻回受診指導

	令和4年度	令和5年度
実施市町村	中津川市	なし
実施人数	2人	

- ② 適正服薬指導通知

ア 概要 要：広域連合が、適正服薬指導通知を送付し、かかりつけ医、かかりつけ薬局、お薬手帳の活用を促し、ポリファーマシーに対する啓発を実施

イ 対象者：受診医療機関が2以上で3か月連続して15種類以上の調剤を受けた被保険者
※精神、認知症疾患及びがん患者を除く

ウ 発送数

	令和4年度	令和5年度
発送数	928通	926通

評価

- ① 訪問指導を実施した市町村がなかったため、目標未達成
- ② 令和2年度に適正服薬指導通知を開始し、継続して実施しているため、目標達成

考 察

- ① 令和2年度から一体的実施の開始に伴い、各市町村は地域の健康課題に基づいて保健事業を実施するようになったため、広域連合から重複・頻回受診指導を実施するよう強く働きかけなかった。
- ② 適正服薬通知を発送しているため目標は達成しているが、通知の送付前後3か月のレセプトでは改善効果が見られないため、実施方法の検討が必要である。適正服薬事業は、薬剤師会、医師会との連携が不可欠であり、市町村にとってハードルが高いため、今後は市町村が取り組みやすくなるような環境の整備が必要である。

今後の方向 性

- ① 広域連合が重複・頻回受診の状況を把握し、必要に応じて指導を実施するよう市町村に働きかけていく。
- ② 令和6年度に岐阜県薬剤師会と連携して服薬相談事業を実施しており、本事業を通じて市町村が取り組みやすい環境を整備していく。

(4)-4 取組状況

高齢者の特性に合わせた保健事業①、②

目的

- ① 低栄養予防、筋・骨格疾患医療費の抑制、新規要介護認定者の抑制
- ② 生活習慣病の重症化予防、糖尿病性腎症重症化予防

評価指標

- ① 新規事業化して継続実施
- ② 新規事業化して継続実施

実績

		令和4年度	令和5年度
実施市町村数	①低栄養予防	低栄養	9市町村
		口腔	10市町村
		筋骨格	1市町村
	②生活習慣病重症化予防、 糖尿病性腎症重症化予防	22市町村	32市町村

評価

①、②ともに令和2年度から開始した一体的実施において事業化され、継続して実施されているため目標達成

考察

①については、令和2年度から一体的実施を開始したことにより、低栄養に取り組む市町村は増加した。筋・骨格系疾患対策や口腔機能低下予防については、ポピュレーションアプローチを実施する市町村は増加したが、ハイリスクアプローチに取り組む市町村は少なかった。好事例の横展開は、1市のみの事例発表であったため、各市町村が参考にできる事例が不十分であった。

②についても一体的実施を開始したことにより、国民健康保険の保健事業で実施していた糖尿病性腎症重症化を後期高齢者医療制度の保健事業と一体的に取り組む市町村が増加した。

今後の 方向性

①については、研修会等で事業実施の必要性の説明や多くの好事例の横展開を図っていく。令和6年度からぎふ・さわやか口腔健診の結果をデジタル化し、課題の分析や対象者の抽出ができるようになるため、県内全市町村に対して受診結果の分析、保健事業への活用を促していく。

②については、疾病分類表の中分類による患者数の1位が高血圧、3位が糖尿病であるため、岐阜県医師会や岐阜県栄養士会、糖尿病対策推進協議会等と情報を共有しながら、生活習慣病及び糖尿病性腎症重症化予防の県内全市町村での実施を目指していく。

(4)-5 取組状況

市町村連携事業

目的

広域連合保健事業の周知、市町村国保、介護、衛生部局との連携強化

評価指標

研修会、意見交換会、訪問事業の実施：1回以上

実績

		令和4年度	令和5年度
市町村対象研修会		1回	1回
	参加者数（参加市町村数）	94人（42市町村）	47人（37市町村）
保健事業に係る意見交換会		5回	4回
	参加者数（参加市町村数）	104人（42市町村）	114人（42市町村）
市町村訪問	訪問市町村数	17市町村	10市町

市町村対象研修会

【開催日】 令和5年12月19日（火）
【講演】 「ぎふ・すこやか健診データ、レセプトデータ及び介護情報からみる岐阜県後期高齢者医療制度の被保険者及び市町村が実施する保健事業の有用性に関する研究について」
講師：岐阜大学医学部看護学科 准教授 小林 和成 氏

「KDBシステムの帳票を使った健康課題等の分析方法」
講師：県北西部地域医療センター 国保白鳥病院
病院長 後藤 忠雄 氏

評 価

各事業のいずれも1回以上実施しているため、目標達成

考 察

年間を通して計画・実施することで、計画どおりの回数を実施できた。アンケートで市町村の意見を聴取し、実施時期や内容を見直したことで、市町村との連携を評価する内容で実施することができた。

今後の 方向性

保健事業のさらなる推進のため、市町村の担当者や、県内関係者との連携を継続・強化する必要があるため、事業を継続していく。

(4)-6 取組状況 後発医薬品利用差額通知

目的 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用促進

評価指標 後発医薬品の使用割合：数量シェア80%以上、80%を上回った場合は前年実績以上

実績

- 後発医薬品利用差額通知
 - ① 対象者：後発医薬品に変更した場合の差額が200円以上となる被保険者
 - ② 通知時期：令和5年7月（4,078人）、11月（3,944人）

■後発医薬品の使用割合（数量シェア）

	3月診療分			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
岐阜広域	76.2%	76.8%	78.6%	81.3%
全国平均	79.2%	79.3%	80.9%	82.7%

評価 数量シェアが80%以上となったため、目標達成

考察 後発医薬品の使用割合は年々上昇し、令和5年度に80%を上回ることができた。

今後の方向性 更なる利用促進を図るため、後発医薬品利用差額通知の対象者を拡大し、事業を継続していく。

(4)-7 取組状況 各種データ提供

目的 医療費データ等の分析

評価指標 データ提供回数：1回以上

実績 KDBシステムで抽出した健診・医療・介護のデータを岐阜大学医学部に提供して分析を依頼し、分析結果を市町村対象研修会で提供

健診データ等からみる岐阜県後期高齢者医療制度の被保険者の特性及び市町村が実施する保健事業の有用性に関する研究

分析対象	健診データ、医療費データ、介護情報
分析内容	岐阜県内42市町村の受診率を基線に、「平均値未満群」と「平均値以上群」別に、身体組成、血液・生化学検査、問診票、医療費の各データを分析し、健診受診率の向上、及び保健指導の推進のあり方を検討する。
提供方法	市町村対象研修会で、前年度に実施した分析結果（前々年度健診データ及び医療費データ）に係る資料を市町村に提供し、分析者が解説する。

評価 データを分析し、分析結果を市町村へ提供しているため、目標達成

考察 適切な時期に広域連合で健診データ等を抽出・加工し、岐阜大学に分析を依頼することで、年に1回市町村に分析結果を提供できている。

今後の方向性 健康課題等に応じた効果的、効率的な保健事業を推進できるよう、健診・医療・介護のデータの分析と結果の提供を継続して行っていく。

(4)-8 取組状況

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

目的

重症化予防・フレイル予防等のための高齢者の保健事業と介護予防の効果的かつ効率的な実施

評価指標

実施市町村数の増加：34市町村実施

実績

	令和4年度	令和5年度
実施市町村数	26市町村	36市町村

	取組内容	市町村数
高齢者に対する個別的支援 (ハイリスクアプローチ)	低栄養防止	12市町
	口腔機能低下予防	5市町村
	糖尿病性腎症重症化予防	32市町村
	その他の生活習慣病重症化予防	22市町
	健康状態不明者対策	18市町
通いの場等への積極的な関与等 (ポピュレーションアプローチ)	健康教育・健康相談	35市町村
	フレイル状態の把握	28市町村
	気軽に相談が亘行なえる環境づくり	8市町村

評価

実施市町村数が34市町村を上回ったため、目標達成

考察

岐阜県国民健康保険課、保健医療課、岐阜県国保連合会と連携し、市町村連携事業（研修会・意見交換会・市町村訪問事業）を実施したことにより、一体的実施に取り組む市町村数が増加した。令和6年度には、県内全ての市町村が取り組む予定である。

今後の方向性

実施体制が整ったため、今後は、各個別保健事業に取り組む市町村数の増加と全ての日常生活圏域での実施を促していく。

(5) 最終評価結果一覧

事業	事業目的	評価指標	目標値	達成状況	評価
ぎふ・すこやか 健康診査	疾病予防と疾病の早期発見・早期治療による重症化の予防、治療の継続	受診率20%以上の市町村数の増加	前年実績以上	R4:26市町村 R5:27市町村	5
ぎふ・さわやか 口腔健康診査	口腔機能低下や肺炎等の疾病予防、口腔機能の維持・向上	受診率5%以上の市町村数の増加	前年実績以上	R4:23市町村 R5:24市町村	5
適正受診指導①	重複・頻回受診状況の改善、健康状態及び生活環境の確認	訪問指導実施人数が増加した市町村数	前年実績以上	R4:1市(2人) R5:0市町村(0人)	2
適正受診指導②	適正服薬指導	新規事業化	実施	R5:適正服薬通知 926通	5
高齢者の特性に合わせた保健事業①	低栄養予防、筋・骨格疾患医療費の抑制、新規要介護認定者の抑制	新規事業化	継続	R5:低栄養:12市町 口腔:11市町 筋骨格:2市町	5
高齢者の特性に合わせた保健事業②	生活習慣病の重症化予防、糖尿病性腎症重症化予防	新規事業化	継続	R5:32市町村	5
市町村連携事業 【広域連合単独事業】	広域連合保健事業の周知、市町村国保・介護・衛生部局との連携強化	研修会、意見交換会、訪問事業の実施	各事業 1回以上	R5:研修会:1回 意見交換会:4回 訪問:10市町	5
後発医薬品差額通知 【広域連合単独事業】	後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用促進	後発医薬品の使用割合(数量シェア)	前年実績以上 (80%以上)	R4:78.6% R5:81.3%	5
各種データ提供 【広域連合単独事業】	医療費データ等の分析	データ提供回数	1回以上	R5:1回	5
一体的実施	重症化予防・フレイル予防等のための高齢者の保健事業と介護予防の効果的かつ効率的な実施	実施市町村数の増加	34市町村	R5:36市町村	5

評価 5:目標達成 4:改善している 3:横ばい 2:悪化している 1:評価できない

4 第3期データヘルス計画について

(1) 計画の位置づけ

被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、健康診査の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用します。

(2) 計画の概要

健康増進法に基づく基本方針を踏まえ、岐阜県における医療費適正化計画、ヘルスプランぎふ21（健康増進計画）、高齢者安心計画など、他の関連する計画と整合性を図りながら実施及び評価を行う。

■ 計画期間

令和6年度～令和11年度（6年間）

■ 計画の中間評価・見直し

① 実施年度 令和8年度

② 概要

保健事業の取組状況について、評価方法に基づく中間評価を行い、必要に応じて翌年度以降の保健事業の実施内容等の見直しを行います。

(3) 保健事業の目的

■ 目的

被保険者が、できるだけ長く自立した日常生活を送るため、広域連合が市町村・医師会等関連機関と連携して、被保険者のQOL（※）維持・向上のための事業を推進する。

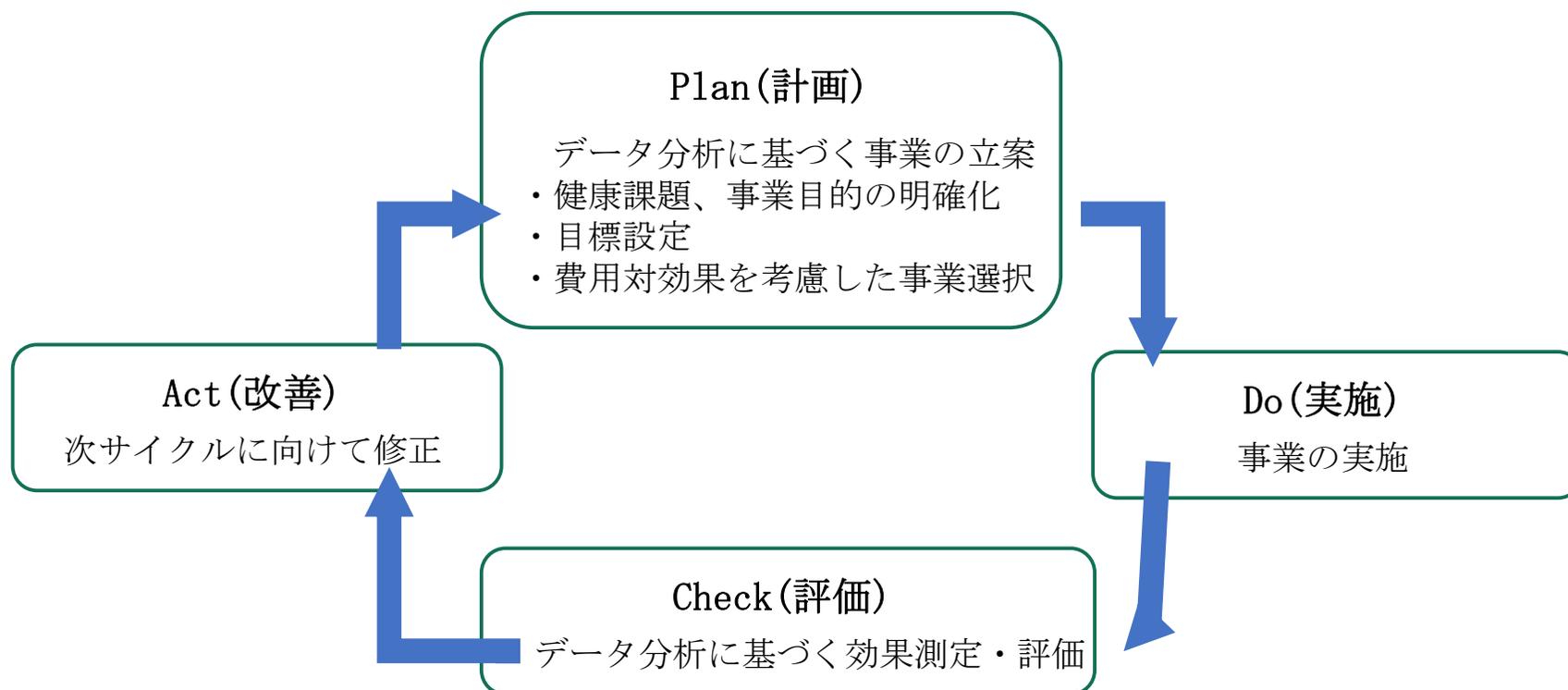
※QOL…Quality of Life（生活の質）

(4) 計画の評価

■ 評価方法

設定した評価指標に基づき、毎年度、自己評価を行った後、第三者機関である保健事業評価委員会の評価を受け、また、運営懇話会において、進捗状況について報告を行います。

さらに計画の進捗確認のため、令和8年度に中間評価を行い、必要に応じて実施体制・目標値等の見直しを行います。



(5)-1 事業名 **ぎふ・すこやか健康診査事業**

目的 被保険者が自身の健康状態を把握し、生活習慣病の重症化や心身機能の低下を予防する。

概要 市町村に委託して、健診を実施し、健診結果を基に生活習慣病の発症・重症化・フレイルのリスクが高いものに対し、医療専門職による保健指導を実施したり、医療機関への受診を勧奨する。

項目	評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム 評価指標	健康状態不明者の割合	1.5% 以下	1.4% 以下	1.4% 以下	1.3% 以下	1.3% 以下	1.3% 以下
アウトプット 評価指標	ぎふ・すこやか健診受診率	26.5% 以上	27.2% 以上	27.9% 以上	28.6% 以上	29.3% 以上	30.0% 以上

(5)-2 事業名 **ぎふ・さわやか口腔健康診査事業**

目的 被保険者が自身の口腔の状態を把握し、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防する。

概要 岐阜県歯科医師会及び市町村に委託して、健診を実施し、健診結果を活用した保健指導や歯科の受診勧奨を実施する。

項目	評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム 評価指標	口腔健診の結果を活用して「口腔に関わる相談・指導」につなげている市町村数	11市町村 以上	16市町村 以上	19市町村 以上	22市町村 以上	25市町村 以上	27市町村 以上
アウトプット 評価指標	ぎふ・さわやか口腔健診受診率	8.7% 以上	9.2% 以上	9.7% 以上	10.2% 以上	10.7% 以上	11.2% 以上

(5)-3 事業名

低栄養予防事業

目的

被保険者が低栄養を防止する具体策を実践することにより、低栄養状態になることを予防する。

概要

市町村に委託して、医療専門職が低栄養防止のための支援を実施する。

目標

項目	評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム 評価指標	体重が維持（±0.9 kg）、改善（+1kg）できた者の割合	65% 以上	65% 以上	65% 以上	70% 以上	70% 以上	70% 以上
	低栄養傾向（BMI20以下）の者の割合	24% 以下	24% 以下	24% 以下	23% 以下	23% 以下	23% 以下
アウトプット 評価指標	支援対象者のうち、支援できた者の割合	60% 以上	60% 以上	60% 以上	70% 以上	70% 以上	70% 以上
	低栄養に関する健康教育を実施した市町村数	30市町村 以上	30市町村 以上	30市町村 以上	35市町村 以上	35市町村 以上	35市町村 以上

(5)-4 事業名

口腔機能低下予防事業

目的

被保険者が口腔機能を維持・向上する具体策を実践することにより、口腔機能の低下を予防する。

概要

市町村に委託して、医療専門職が口腔機能維持・向上のための支援を実施する。

目標

項目	評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム 評価指標	歯科医療機関または 口腔健診を受診した 者の割合	30% 以上	30% 以上	30% 以上	35% 以上	35% 以上	35% 以上
	後期高齢者の質問票 (④咀嚼「はい」ま たは⑤嚥下「は い」)と回答した者 の割合	37% 以下	37% 以下	37% 以下	35% 以下	35% 以下	35% 以下
アウトプット 評価指標	支援対象者のうち、 支援できた者の割合	60% 以上	60% 以上	60% 以上	70% 以上	70% 以上	70% 以上
	口腔機能低下防止に 関する健康教育を実 施した市町村数	30市町村 以上	30市町村 以上	30市町村 以上	35市町村 以上	35市町村 以上	35市町村 以上

(5)– 5 事業名 糖尿病性腎症重症化予防事業

目的

被保険者が必要に応じて適切に医療機関を受診し、血糖をコントロールすることで、腎症の進行を予防する。

概要

市町村に委託して、医療専門職が、糖尿病性腎症重症化予防のための支援を実施する。

目標

項目	評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム 評価指標	未治療者のうち糖尿病の受診につながった者か、治療中断者のうち健診または医療機関の受診につながった者の割合	50% 以上	50% 以上	50% 以上	60% 以上	60% 以上	60% 以上
	HbA1c \geq 8.0%の者の割合	1.1% 以下	1.1% 以下	1.1% 以下	1.0% 以下	1.0% 以下	1.0% 以下
アウトプット 評価指標	支援対象者のうち、支援できた者（個別支援・受診勧奨）の割合	60% 以上	60% 以上	60% 以上	70% 以上	70% 以上	70% 以上

(5)-6 事業名

生活習慣病重症化予防事業

目的

被保険者が必要に応じて適切に医療機関を受診し、血圧をコントロールすることで、脳血管疾患・心疾患・腎機能低下を予防する。

概要

市町村に委託して、医療専門職が、高血圧や腎機能低下予防のための支援を実施する。

目標

項目	評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム 評価指標	未治療者のうち高血圧の受診につながった者か、治療中断者のうち健診または医療機関の受診につながった者の割合	50% 以上	50% 以上	50% 以上	60% 以上	60% 以上	60% 以上
	収縮期血圧 ≥ 160 か、拡張期血圧 ≥ 100 の者の割合	8.1% 以下	8.1% 以下	8.1% 以下	8.0% 以下	8.0% 以下	8.0% 以下
アウトプット 評価指標	支援対象者のうち、支援できた者（個別支援・受診勧奨）の割合	60% 以上	60% 以上	60% 以上	70% 以上	70% 以上	70% 以上

(5)-7 事業名

身体的フレイル予防事業

目的

被保険者が身体的フレイル予防のための行動を知り、実践することでフレイルを予防する。

概要

市町村に委託して、医療専門職が、身体的フレイル予防のための支援を実施する。

目標

項目	評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム 評価指標	適切なサービス（専門職、地域支援事業等）へつながっている者の割合	50%以上	50%以上	50%以上	55%以上	55%以上	55%以上
	後期高齢者の質問票で⑦歩行速度が遅くなったの該当者かつ⑧転倒の該当者の割合	13%以下	13%以下	13%以下	12%以下	12%以下	12%以下
アウトプット 評価指標	支援対象者のうち、支援できた者の割合	60%以上	60%以上	60%以上	70%以上	70%以上	70%以上
	身体的フレイルに関する健康教育を実施した市町村数	30市町村以上	30市町村以上	30市町村以上	35市町村以上	35市町村以上	35市町村以上

(5)-8 事業名 健康状態不明者対策事業

目的

被保険者が自身の健康状態を確認し、必要に応じて医療やサービスを利用することで生活習慣病の重症化やフレイルの予防をする。

概要

市町村に委託して、医療専門職が被保険者が自身の健康状態を把握するために必要な支援を実施する。

目標

項目	評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム 評価指標	健診を受診した者の割合	20%以上	20%以上	20%以上	20%以上	20%以上	20%以上
	医療・介護サービス等が必要と判断される者のうち、医療・介護サービス等につながった者の割合	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
	口腔健診を受診した者の割合	20%以上	20%以上	20%以上	20%以上	20%以上	20%以上
アウトプット 評価指標	支援対象者のうち、状況把握ができた者の割合	60%以上	60%以上	60%以上	70%以上	70%以上	70%以上

(5)-9 事業名 服薬相談事業（多剤投薬者）事業

目的 被保険者が適切な服薬・受診行動をとることにより、ポリファーマシーを予防する。

概要 市町村に委託して、医療専門職が、ポリファーマシー予防に関する支援を実施

項目	評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム 評価指標	介入後3か月分の処方薬剤数の合計が介入前3か月分の処方薬剤数合計より減少した者の割合	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上
アウトプット 評価指標	支援対象者のうち、支援できた者の割合	60%以上	60%以上	60%以上	70%以上	70%以上	70%以上

(5)-10 事業名 後発医薬品使用促進事業

目的 後発医薬品の使用を促進することにより、被保険者負担の軽減および医療費適正化を図る。

概要 広域連合が国保連合会と連携し、後発医薬品に変更した場合に差額がある対象者リストを作成し、差額通知書を作成、送付する。

項目	評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム 評価指標	後発医薬品使用割合（数量シェア）	80.7%以上	81.5%以上	82.1%以上	82.6%以上	83.0%以上	83.3%以上
アウトプット 評価指標	通知送付回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回